

賀茂の御神楽

藤木 文雄

一、はじめに

今秋の在実記念祭の祭祀に御神楽を奏し祖霊を祈ぎ参らすことを企画中である。賀茂の御神楽は宮中、伊勢、賀茂の三ヶ所でのみ奏された格式と寛治七年来八百年の伝統とを有していたが明治の改正以来断絶して久しい。この由緒正しい御神楽を初代神主在実の祭祀を機にその片鱗なりとも復活を願うものである。

二、起原

『〔神主〕成助二男成継 池ノ神主ト号ス、中略、此時寛治七年二御神楽ヲ始メ行ハル』(社務補任記) また、この年同時に賀茂競馬会も始まっている。すなわち、同じく社務補任記に、「同年(寛治七年 1093)五月五日、院ノ女房菖蒲ノ根アワセノ事アルニヨリテ、左方ノ人当社ニテ競馬九日ニアリ、右方ハ石清水ニテ競馬十三日ニアリ」とある。

そのほか、この神主任中の事歴として社務補任記は次の各項を載せている。

①此時寛治六年ニ『市原野ニオイテ、片岡禰宜成定初めてハナラカラク、今ハ所司大夫ノ役ニナル』

注)四月と十一月貴布禰神事の帰路、市原野の神事芝で社司と里人が演じる『せうじれんこのはなからげ』の風俗舞踊。風俗歌は大嘗会で悠紀・主基の当国が舞う土俗歌。明治四年まで現左京区静市野中町の鞍馬街道の両側沿いに賀茂社の「歌連芝・粥馬場」があった(賀茂別雷神社文書目録)。嘉元年中行事に詳しい。

②此時寛治六年ニ御読経所みどきようじよぐそ供僧始メ置カル

③永徳二年ニ御三十講ヲ始ラル

④康和元年ニ仏名ぶつみょうヲハシメラル

注)仏名会のこと。禁中及び諸寺院にて仏名経を読誦し三世の諸仏の名号を唱えて罪障を懺悔する法会、陰曆十二月十九日より三日。

⑤其他二度ノ遷宮ノ記事、略。

三、賀茂の御神楽とその他の神楽

藪田稔、橋本政宣編「神道大辞典」(04 吉川弘文館刊)小林茂美氏執筆「御神楽」を要約。

イ、神楽の二大別

- (一) 御神楽みかぐら；宮中内侍所ないどころ(別名賢所かしどころ)、伊勢、賀茂で行なうものをいう。
- (二) 里神楽さとかぐら；上記三箇所以外の諸社・民間で行なうものをいう。

ロ、宮中内侍所御神楽の由来と成立

由来の異なる次の四系を集成し、一条天皇長保四年(1002)五月同所で初演(承保以後十二月恒例化)。

- (一) 清暑堂御神楽(琴歌神楽) 大嘗会に接続して舞楽殿後房で催行。
- (二) 賀茂臨時祭の還立かえりだち宮中御神楽
十二月上酉日、庭燎、勸盃、人長作法、取物、勸盃、才男召さいのおめし、前張、朝倉、其駒、給禄の順
- (三) 宮中園そのからかみ韓神の神楽
新嘗祭前丑日、神前櫛立て、庭燎、御巫御祝詞奏上、神宝舞(採物舞)、和舞、朝神楽
- (四) 石清水臨時祭神楽

十二月十四日、庭燎、盃酌、人長行事、才男召、笛・箏・和琴、一献後一・二歌、神宴、韓神(人長舞)、勸盃

八、里神楽の四区分

- (一) 巫女神楽；石清水、春日の巫女舞 (二) 出雲神楽；岩戸、神代、太々神楽
(三) 湯立神楽；伊勢神宮摂社の霜月神楽 (四) 獅子舞；各戸の門前で邪気をはらう。

二、賀茂御神楽の性格

鎌倉時代末の賀茂嘉元年中行事は夏冬二度の氏神祭での少氏人十人が小森社(祭神はもと茂県主の祖神玉依彦命。明治の神社改正後水分神に変わっている)で舞う早韓神(現在宮中賢所人長が採物の最後に舞う人長舞)と、六月の御戸代会二日目の昼遊びの其駒三揃(参列の斎院司の宣旨局が其駒から米を受領)とを記すが、これは宮中神楽の一部でもある。

一方、賀茂注進雑記(年中御神事次第)に『御神楽 四月、十一月、日不定、社司布衣。但、仁堀庄領主必ず出仕有り近代断絶』と記す。ただ、この御神楽の内容を示す文献は未詳である。しかし、御神楽料の庄園が定められていることに鑑みれば他の賀茂社の諸神事の例に漏れず、例えば同じ年に宮中から移った競馬会が宮中行事の面影を写すとされるように、この御神楽も宮中御神楽に由来しそれを鑑とした内容と規模のものではなかったかと推察される。

この御神楽は定期以外にも、後白河院政下の文治元年(1185)二月廿七日平家追討の祈願として、また翌年二月十日の後白河法皇の御幸時に、さらに承元三年(1209)六月十日の後鳥羽上皇の御幸等で臨時に奏した記録がある(それぞれ順に、東鑑、賀茂編年、賀茂注進雑記第五等による)。これを見ると年二度の氏神祭時の小森社の早韓神の儀や六月の御戸代会の其駒の儀もその一要素で小規模ではあるが本社の御神楽との由来や関係を考えねばならない。

四、賀茂御神楽と松下家

イ、御神楽への仁堀庄領主の出仕

注進雑記に示す仁堀庄領主については、『督久(神主竹内秀久九世孫、当時従五位上安房守)享保六年(1725)二月廿二日、一社ノ吹簞ニヨリ松下家相続ノ事、当社ニ於テ伝奏(万里小路)中納言尚房卿御許、職事坊城権右中弁俊将列席仰七渡サル、中略、同月廿四日、権祝二直補ス。中略、元文三年(1738)正月廿二日、神主ニ転ズ。同年十一月廿五日、備前国赤坂郡仁堀庄(現岡山県赤磐市仁堀)賀茂社領高百五十石永領致ス可キ旨、国主(池田)継政ヨリ申シ渡サル。是レ、享保五年松下常久官職ヲ解カル、以後領主無キノ処、督久相続ノ由緒ニ依リ申シ渡ス所ナリ』(賀茂社家系図久之流、督久譜文)とあって、仁堀庄領主は松下家を指し同庄は池田藩の黒印地だった。直高約二百五石。残約五十五石は西池左兵衛領であった。

注) 西池家の相承は江戸初期の氏昭に始まり、以後歴代左兵衛を名乗り貴布禰御師を相伝(氏之流系図)

ロ、御神楽に関する賀茂社の文献と松下家の関与(賀茂別雷神社古文書目録より)

(一)寛文元年(1661)五月吉日『賀茂社御神楽置文(女三宮御寄進神楽料)』従四位下左衛門尉季校、正五位下内匠允中大路清善、従五位上遠江守岡本保意外 17 名→置文の性格上宛所なし。

注)女三宮はあるいはこの年誕生の後西天皇皇女常宮でその誕生祝の寄進かとも察せられる。

(二)(年月日)寛政七年(1795)二月(文書名)『楽神楽舞形伝授証詞』一通、山口主殿助行厚→梨木上総介宛(賀茂別雷神社文書目録Ⅱ土蔵 A 祭祀神事 33)

注)山口行厚；家職は外記、紀姓。治部大丞、大師流書家、正四位下甲斐守、天保9年没66歳。梨木上総介；祐為(久)歌人、鴨社禰宜、正四位下。鴨祐之の孫。伝承が不十分になり地下官人や下社に伝授を請うたか。

(三)年未詳十一月十日(文書名)『松下茂久書状案(御神楽のあふはん^兩錢)』松下民部大輔茂久→御沙汰人まいる。

注)椀飯^{わんぱんせん}は慶賀の時の祝膳、大饗^{おほけ}応(椀飯振舞^{わんぱんごらまひ})。ここは神楽終了時に神楽人に与える給禄。

(四)年未詳十一月十日(文書名)『式部大夫・福満大夫連署書状案(御神楽料)』式部大夫・福満大夫→御沙汰人中(文書三、四；賀茂別雷神社文書目録Ⅱ土蔵F諸国庄園177,8)。

注)文書(三)、(四)の宛先の沙汰人は惣中(氏人中)の財務を預る役、戦国期直前から出現。定員3名。

(三)の松下茂久については、系図に四名の該当者がある。①神主従三位信久(鎌倉末の人、父神主遠久、氏久の孫に当る)の次男茂久(幸夜叉)、②信久の三男神主敏久の三男茂久(幸若 遠江)。③長享大永頃の神主茂久。但、3人共松下や民部大輔の号なし。④茂久改規久〔神主松下数久孫、片岡禰宜家久男。従四位下、天文廿年任民部大輔、弘治二年(1556)補神主。永禄五年(1563)鶴退片岡禰宜、希有之例也〕。戦国末から桃山時代の人でこの人が(三)の発給者として有力である。式部大夫は茂久近親に隆久があるが福満は不詳。

八、賀茂社御神楽料所・仁堀庄

瀬野精一郎編『日本荘園大辞典・付表』に『仁堀庄 備前国赤坂郡 賀茂社領(御神楽料所)』と書かれている。吉井町史編纂委員会編『吉井町史』に同庄の関連史料と記述がある。

それによると賀茂社の御神楽料所仁堀庄は賀茂社家松下・西池両家の相伝で、賀茂御神楽は松下家の管領^{かみりょう}下にあったことが分る。仁堀庄の跡(赤磐市仁堀西馬場)に式内鴨神社(祭神鴨大神三座「建角之身命、玉依日女命、別雷命」)がある。

注)賀茂社領仁堀庄の初見史料は貞治二年(1363)二月十六日付の文書三カ条、「賀茂社訴訟条々事書併仰書」の「前神主雅久申活計料所事」、「氏人等申水田事」、「同種久申仁堀庄事」(蔵人で賀茂伝奏も勤めた広橋仲光記)。雅久は氏久の三男遠久の孫で神主を二度(1352~1353、1357~1358 在任)務め、遠久以来松下を家号とした。仁堀庄が松下家を領家とする活計料所^{かつけいりょう}であったことが分かる。活計とは遊宴で神楽料に通じ、その伝領は神主遠久に遡る。さらに、天文八年(1539)五月七日付の室町幕府引付史料「披露事記録」に「賀茂社御神楽人等申、神楽料備前国仁堀庄公用下行事、社官松下難波之旨歎申之、仍可被召文、為糾明也、後略」とあり、神楽^{かみりょう}の下行を給せず神楽人と相論を起こしたが依然松下領である。

近世になると、宇喜田秀家が仁堀庄150石を松下兵部大輔に与えたが、その後池田利隆が入部したとき社官西池左兵衛に与えた。だが、松下家から相伝の地であると異議を申し立てたので、直し高205石とし、うち150石を松下氏に55石弱を西池氏に分与した。

享保五年から元文三年までの五家騒動による中断はあったが前記のように督久の相続が認められ明治四年の上知まで両家の支配が続いた。現地の鴨社の祭祀も松下歴代が社務を兼帯し、百姓杉本権十郎を代官とした。在地支配は池田家とは別に両家が直接支配した。西池領は平穏に終始したが、松下家は領民支配に問題を起こしたほか神事祈祷も怠りがちで池田家より取り上げられたことも一再でなかった。年貢の収納は無難で文政七年(1824)には両家の下代の藤井又右衛門、奥田仙蔵が出向いた記録も残る。

近世以降の賀茂御神楽については、以上のように明治四年の上知まで御神楽料所として仁堀庄が松下、西池両家の所領であり続けたが御神楽自体の伝承状態は上記文書目録だけでは判

じがたい。賀茂注進雑記が近代断絶と注記することや、吉井町史も松下家が神楽人との間で給禄を巡って何度か相論を起こしたことが指摘されているからである。詳しくは上掲文書の内容や社務日誌などを検することが必須であるが目下その余裕がなく、とりあえず賀茂御神楽が中古代にたびたび奏されたことを確認して後考に委ねたい。

五、宮中内侍所御神楽の概略

翻って、賀茂御神楽が創始のときに準拠したと考えられる宮中音神楽の現状を見ておく。

イ、 由緒

古くから宮中で神楽は行なわれていた記録がある(古語拾遺、貞観儀式など)。

宮中諸祭の時の楽舞や、賀茂神社臨時祭の^{かまのりだちがくる}遷立神楽、石清水八幡宮社頭の神楽などが統一されて公式様式が確立されたのが内侍所御神楽である。

初演は一条天皇長保四年(1002)の五月五日、寛弘二年(1005)の二説があり、当初隔年のものが後例年となり今日まで続いている。

明治維新までは堂上、地下の人達が行なっていた。維新後は楽部の楽人の奉仕となる。

ロ、 内容と儀式の次第(現状)

内侍所御神楽は歴代天皇鎮魂の儀式が目的で、その芸能内容は神歌や民謡を歌うことが中心である。次の三段階から成る。早韓神と其駒には人長(楽頭)の人長舞が付く。

第一場 神迎え (御神楽儀本役)

神楽音取 神楽笛・箏の独奏

庭療 神楽笛・箏・和琴の独奏

縫合 神楽笛・箏の二重奏

庭療 本拍子、末拍子の独奏、和琴助奏

久止拍子 和琴・本・末拍子

段拍子 和琴・本・末拍子

阿知女作法 本・末拍子独唱

三度拍子 和琴・本、末拍子

採物の部

間籥音取 神楽笛独奏

榊 全員斉唱 和琴、箏、神楽笛助奏

於介 和琴・本、末拍子

三度拍子 和琴・本、末拍子

閑韓神 全員斉唱 和琴、箏、神楽笛助奏

早韓神 全員斉唱、和琴、箏、神楽笛助奏、人長舞(右片脱)

於介阿知女 本拍子独唱 和琴助奏

於介 末拍子独唱 和琴助奏

第二場 神遊び (御神楽儀中役)

小前張之部

小前張阿知女 本、末拍子、和琴助奏

和琴小前張音取 和琴独奏

薦枕 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

篠波 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

雑歌之部

千歳 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

尚千歳 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

早歌 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

早歌揚拍子 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

於介 本拍子独唱 和琴助奏

第三場 神送り (御神楽役後役)

星之部

星音取 神楽笛、箏、和琴の独奏

吉々利々 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

得銭子 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

木綿作 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

元風俗部

朝倉音取 神楽笛、箏、和琴の独奏

朝倉 本、末拍子独唱 和琴助奏

其駒三度拍子 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

其駒揚拍子 全員斉唱和琴、箏、神楽笛助奏

ハ、 神楽歌

神楽で歌う歌謡は平安時代に発達し、現在宮中に九十首が残る。神降しの「採物」、神遊びの「前張」、神上がりの「星」の三種に分かれている。(佐藤浩司校閲『神道音楽』日本の神々・大洋出版)

六、 賀茂御戸代会と其駒の儀

鎌倉時代の神主井関経久の遺した行事書の賀茂別雷神社嘉元年中行事は六月の御戸代会に其駒が奏され重要な役割を担ったことを記す。その文を次の箇条書き略次第に纏めてみる。

イ、 一日目 夜々遊び(於社務亭)

社司一同勸盃

氏人 小鼓を社司に配置

所司 社司に樽配布 社司全員に笛を勸む

社司 音取太鼓 三度拍子

社司 歌唱 あしはらた 笛を付く(笛助奏)、太鼓徐々に急拍子

社司 殿中舞 笛助奏(縁側)

歌唱 めいね牛

氏人風流、供僧風流

座の前後(注、近頃は座中)に国猿楽(注、丹波三座)演能。猿楽は境内にも見所を構えて別に興行。

暁 社務御台所 乱声演奏(於社務亭別板敷) 社司助奏に加わる 社務は牀に着座。

社司氏人 御戸代田(注、神館の近辺にあった)に参向 植苗鋤返し。

注 1)風流、当時すでに断絶。華麗な仮装の囃子付の群舞盛りもの、または仮面を使う神舞、俄。

注 2)丹波猿楽三座(本座、新座、法成寺、咒師)の参観は仁治三年(1242)以前に遡る(賀茂旧記同年六月条)。

本座(丹波桑田郡矢田)、新座(攝津東生郡榎並)、法成寺(摂津三島郡宿)と由来は異なるが京都の貴頭、大寺の修正会や上賀茂、住吉両社に鎌倉初期から纏まって参観したので丹波三座と呼ばれた。

ロ、 二日目 昼遊び

養(注、台所人、賄人) 社務亭に参集して御田(御戸代田)へ参向、帰参して養庭に立つ。

其駒の儀式

其駒三揃 長廊より出て踊る。

宣旨局 三揃の米を(妻戸の)車寄せで受領、これを家子と社司との二人が妻戸脇で介錯。社頭に移り切芝でのぼりに渡る(移る)。一番其駒、次、養、次、少将、次田人。

注)長廊：賀茂社の長廊は庁屋と齋殿、酒殿の取合廊、土廊ともいう。ここは社務亭の中廊とも解しうる、妻戸に車寄せを設けるのは寝殿造の常。当時社務亭は長の屋の東若しくは南側に接していた

カ。宣旨の局は内侍所の女官であるが齋院司にも置かれた。ここは齋院司の方。三揃の米：其駒の三揃に実の揃った稲穂を掛けたか。其駒が採物に持ち神霊を移した。切芝ののぼりは登梯カ。

あらかじめ猿楽師に当色(分に応じた着物)を支給。猿楽師らこれを着用して其駒に従う。

社司、養、社務亭より神館に出向。御田の式。次、養は社務亭に帰参。

其駒は留まって、社司神館で御田植え、次、座(集い)。

社司幄屋(雨儀は御所屋)に着座(首座南向き東上、社司氏人は南へ居流れ列座)

渡物準備。猿楽各座演能。次、給禄。

今夜社務北の方宣旨局とともに侍(供の女官)を供して格子車を止める(て見物)。

注)社務北方は社務亭の北の対とも読めるが養が参加し、夜遊びの乱声演奏もあり御台所と解する。

八、三日目 後朝

社務亭に社司参来。各座の猿楽も参向(楽師も随行)。演能。後、給禄。翌日正禰宜の後朝。

その翌日からは更に正祝主催の祝方の御戸代会を庁屋を用いて開催。

御戸代会は五穀豊穰予祝の田遊に発し、田楽、猿楽、風流などが未分化の状態で渾然一体となった初期の神楽と思われる。一日目の夜遊びの曲名であしはらた、めいね牛、殿中舞などは神楽歌や舞だろう。神事は暁の植苗鋤返しのみ。昼遊びが御戸代会の主行事で、そこでは其駒と宣旨局が主役を果たしている。其駒は宮中で洗練されるより以前の土俗的な形なのが注目される。元来其駒は風俗歌に由来するという。

注)社伝は御戸代会を賀茂社に御戸代田一町が給されたのを祝った豊作予祝行事に由来するとし、孝謙天皇天平勝宝二年(750)のこととするが、これは下社の事績と混同した誤伝である。

上社のそれは100年遡った孝徳天皇大化三年(647)が正しい。

すなわち、上下社未分化の時代の鴨県主の系図「賀茂神官鴨氏系図」の初代賀茂社祝鴨県主久治良の譜に『(肩書)大山下。(尻付)小治田朝、□□□、岡本朝、飛鳥板蓋朝、殿寮□□□、長浦朝祝仕奉。斎祝子淨刀自女合七年。古人時、神戸十四畑、神田一町八畝、丁□□□□年充奉』とあるのが根拠となる。孝徳天皇長浦(柄)朝の干支丁は丁未年しかないので、欠字四字を補うと『丁未大化三年充て奉る』と読めるからである。

大山下は大化五年制定の冠位で六位相当。八畝の畝は江戸時代以後出来た単位で、八段の誤り。後世書写の過程で下社の事績を意識した付会改竄であろう。一町八段は大化年代の単位ではちょうど九百代となる。

要するに上社が御戸代田を賜ったのは大化三年で面積九百代(約二町)であった。なお、このことは下社禰宜弘雄の御戸代田一町の加増を奏請した承和十五年の申状によっても傍証できる。『去天平勝宝二年十二月十四日、奉充御戸代田一町自爾以降未被奉加、因茲年中用途乏少、請准別雷社、加増御戸代田一町、勅許之。(さる天平勝宝二年十二月十四日御戸代田一町を充て奉る。それより以降未だ加え奉られず。これにより年中用途乏しく少なし。別雷社に准じて御戸代田一町加増を請う。これを勅許す)』と正史の続日本後記承和十五年(848)二月辛亥条に記されているからである。下社禰宜弘雄のこの指摘は分社前の賀茂社が(大化三年)御戸代田二町を賜っていた事実を証する。分社前の賀茂社こそ上社で、下社は天平十八年から天平勝宝二年にかけ分立しその時財政基盤に御戸代田一町を給された(以上の見解は古代史学の泰斗故井上光貞東大名譽教授が画期的な論文「カモ県主の研究」で明らかにされ、以来古代史学会の通説となった)。

七、夏・冬氏神祭 少氏人の舞人による馬事と神楽舞の祭り

同じく賀茂嘉元年中行事に、四月・十一月 初申の日氏神神事 夕の御料献進後に斎行したことが記されている。同じく日記の文を以下の略次第に取りまとめる。

祭祀の主役は小忌衣姿の舞人の少氏人十人。氏神と賀茂県主の始祖玉依日子を祀る小森社の神霊を祈ぎ参らす趣旨。舞人が馬事をつとめ、早韓神の神楽を奏する。

イ、社務亭参集、氏神社参向

少氏人十人小忌衣を着用し舞人として参向、社務亭に参集。

小柄の神馬を先頭に曳く。次、舞人十人を先頭に社務亭庭で馬廻しの上騎馬で氏神参向。

注)少氏人は氏の神と始祖玉依彦参詣という神事の趣旨を考えると当年元服の氏人であろう。夏・冬二回

で競馬会の廿名になる。成人式に準じた儀式か。小忌衣は大・新嘗会、賀茂祭などで小忌の人、祭官、舞人が衣装の上に羽織る。白地に草木や小鳥を青刷し右肩に赤紐二本を垂す。斎王も着る。

ロ、氏神社の儀

奉幣。公幣、私幣を取り二拝又二拝の後各々神人に渡す。次盃杓の座。

次、神馬三匹。此時舞人ら鞭を差して立つ。次、片脱ぎて立つ、物の音、笛、箏、拍子。畢って退出。次、乗尻駈馳。事畢って小森社へ参向。

注)氏神の神賑は神馬三匹、駈馳などの馬事中心。賀茂伝来の行事が中心。神馬三匹中の舞人鞭差佇立、片脱ぎ、奏樂の様式はすでに早韓神の導入部のように見える。乗尻も舞人が主であろう。

公幣、宮中神祇官からの幣。本来公幣以外の私幣の奉幣は一定の禁制があった。

神人は賀茂氏以外の地下役人、黄衣着用、定員 42 名(賀茂注進雑記第七社家)。

ハ、小森社 早韓神之儀

社務一人のみ御幣を取り拝礼。其の後拝揖。

次、舞人一人づつ参って早韓神の儀式。各自退出。

二、社頭儀

社頭帰参、御所屋に着座。舞人ら社司の次に着座。

次、舞人馬を御所屋まで上げて乗馬、次駈馳。

事畢って座に集う。社務の主座は西上。社司鳥の足を取り分け舞人に給す。盃下、箸立。

事畢り退出。氏人らは浄衣にて庁屋の座。

早韓神・人長舞



この神事の意義の理解には二社の祭神と祭儀の様式とのかかわりに注意する必要がある。

氏神社は明治改正以前は上社の第八撰社で一貫してその呼び名であったが、明治 5 年愛宕郡下鴨村の下社の撰社式内久我神社(祭神鴨建角之身命)を合祀してその後明治 10 年 3 月 31 日内務省通達で名を久我神社と改め今日に至っている(京都府愛宕郡大宮村志、京都府神社明細帳)。

祭神は賀茂氏の師家の交代するごとに国常立命(清令伝)、天兒屋根命(清豊・氏徳伝)、大物主命(致直伝)、武甕槌命(季芳伝)と転々して建角之身命(清茂伝)に落ち着いた(尊号諸家之説・賀茂別雷神社蔵)。一般に氏族の氏神の祭神は必ずしも氏族の祖ではなく土着の産土神である場合もあり尊家諸家説も無稽ではない(同所にあった氏寺聖神寺の鎮守と見る卑見参照「みたらしのうたかた 6 号」)。

いっぽう、小森社の祭神は長く玉依日子とされていたが(伴信友・瀬見の小河)、現在は水分神となっている。これも明治以降の改正に当り、本殿前の土師之尾社も玉依日子を祀るところから一社重複を避けて合祀されたものと思われる。ただ土師之尾社は賀茂氏の同族で土師器の製作を職とする西壠土部氏(新撰姓氏録・佐伯有清校注、後裔は深草様器師の中堀、道風両家)の祖祠とみなされ由来の異なるものである。小森社こそが賀茂県主の祖祠であったのである。

ところで、神楽舞の早韓神は元来宮中園・韓神祭で舞われるものである。この祭は宮内省に坐す園神社(一座)と韓神社(二座)の祭りで、延暦年中、皇居を山城に営むときその処にあった神をそのまま鎮斎したのだという(四時祭式)。祭儀は、『毎年二月春日祭の後の丑日及び

十一月新嘗祭の前の丑日に祭る。神祇官供物を供え、山人を迎えて庭火を焚き、御馬の牽き廻し、御巫舞、神部の舞、倭舞があった』(真弓常忠「神道祭祀」とされ、丑の日と申の日と祭日こそ違え祭式が氏神祭や小森社の儀に酷似する。氏神祭がこの宮中の園・韓神祭に擬えて導入されたものか、あるいは祭式のみならず園・韓神と祭神を含め由緒にも軌を一にするものを含んでいたか、そこに少氏人の成人の儀を重ねたのか興は尽きないが後考に委ねる。

(丁)

主要参考文献(順不同)

賀茂別雷神社嘉元年中行事	井関経久記	日本祭礼行事集成	上賀茂神社原本蔵
賀茂旧記	同上	東大史料編纂所蔵 マイクロフィルム	上賀茂神社原本蔵
賀茂禰宜神主系図全 16 卷			賀茂県主同族会蔵
賀茂社務補任記		山本季彦書写本	同上
賀茂注進雑記	岡本保可他撰	上賀茂神社刊	
賀茂別雷神社由緒略記		上賀茂神社刊	
瀬見の小河	伴信友撰	神道大系賀茂所収	柴田実編
神社叢録	鈴鹿連胤撰	思文閣刊	佐伯有義校訂
式内社調査報告 山城部	皇學館大學編	泉谷康夫氏担当部	
京都府社神明細帳	京都府調		京都府総合資料館蔵
旧京都府愛宕郡村志	愛宕郡役所編	大学堂書店刊	
吉井町史	吉井町史編纂 委員会編	岡山県赤磐郡吉井 町刊	
新撰姓氏録 考証編第三	佐伯有清校注	吉川弘文館刊	
能楽源流考	能勢朝次	岩波書店刊	
カモ県主の研究	井上光貞	岩波書店刊	井上光貞著作集第一
賀茂県主能久伝その 1~5	小川寿一	歴史と国文学	巻 20,21 にかけて連載
神道祭祀	真弓常忠	朱鷺書房刊	
神道大辞典	園田、橋本編	吉川弘文館刊	
賀茂別雷神社古文書目録	京都府教育庁	京都府教育庁刊	

(平成十九年九月記)